平成２４年（フ）第６７７５号
東京都杉並区上荻２丁目30―５―25
債務者　和田　　透
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７７６号
東京都江戸川区中葛西５丁目41―５―403
債務者　石田みどり
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７７７号
東京都西東京市新町１丁目４―７―413
債務者　田口　仁美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７７９号
東京都八王子市台町２丁目17―９―103
債務者　峰尾まさみ
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７８９号
東京都青梅市新町１―25―11―205、住民票上の住所東京都青梅市河辺町７丁目19―19
債務者　荒井　伸子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７９１号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目７―１
債務者　平山　貴子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７９４号
東京都墨田区両国３丁目５―２―206
債務者　森下　拒行
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８１０号
千葉県千葉市花見川区花見川２―20―304
債務者　細川　博之
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８１１号
千葉県船橋市前原西２丁目21―10―903
債務者　柴田　浩子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８１２号
埼玉県戸田市喜沢南２―５―10　浜田荘101、住民票上の住所東京都板橋区氷川町20―１―901
債務者　大関真由美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２５号
横浜市港北区綱島東３丁目３番３号　コーポコスモス205号
債務者　丸山　チヱ（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４０号
横浜市南区新川町５丁目28番地　サニーハイツ小俣303号
債務者　堀江　　温
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９７号
東京都青梅市千ヶ瀬町６丁目867番地メゾネット青梅３号
債務者　関　　正勲
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９８号
東京都青梅市長淵７丁目287番地の１サンアベニュー長淵103
債務者　関　スミ子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７７７号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番６―102号
債務者　重山　滋美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部